

第1 決算の概要

平成20年度の一般会計及び特別会計を合わせた決算額は、歳入5,255,972,101円、歳出4,851,056,020円であり、予算現額に対して歳入は102.5%、歳出は94.6%である。

また、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は404,916,081円であり、翌年度へ繰り越すべき財源28,836,000円を差し引いた実質収支は376,080,081円である。

(単位：円)

会 計 名		一般会計	特別会計	計
予算現額		83,108,000	5,045,540,000	5,128,648,000
決 算 額	歳 入 A	83,906,465	5,172,065,636	5,255,972,101
	歳 出 B	79,958,855	4,771,097,165	4,851,056,020
形式収支 C (A-B)		3,947,610	400,968,471	404,916,081
翌年度へ繰り越す べき財源 D		0	28,836,000	28,836,000
実質収支 C - D		3,947,610	372,132,471	376,080,081

第2 一般会計

1 歳入

(1) 分担金及び負担金

分担金及び負担金の決算額 75,618,000 円は、組合運営費負担金 30,180,000 円、保健衛生費負担金 32,509,000 円、スポーツ施設費負担金 12,929,000 円である。

(2) 使用料及び手数料

使用料及び手数料の決算額 4,500 円は、敷地内占用料である。

(3) 県支出金

県支出金の決算額 2,912,000 円は、病院群輪番制運営事業補助金である。

(4) 財産収入

財産収入の決算額 469,034 円は、財政調整基金（平成 20.3.31 現在 54,617,053 円）の一時運用利子である。

(5) 諸収入

諸収入の決算額 4,512 円は、地方公務員災害補償基金からの還付金である。

(6) 繰越金

繰越金の決算額 4,898,419 円は、平成 19 年度より繰越したものである。

2 歳 出

(1)議会費

議会費の決算額 1,276,233 円は、予算額 1,612,000 円に対し 79.2%の執行率である。

これは、主に報酬 419,500 円、旅費 72,000 円、需用費 162,833 円、委託料 581,900 円であり、不用額は 335,767 円である。

(2)事務局費

事務局費の決算額 30,802,180 円は、予算額 32,103,000 円に対し 95.9%の執行率である。

これは、主に人件費（給料、職員手当等、共済費）20,753,698 円、旅費 134,400 円、需用費 1,056,241 円、役務費 353,857 円、委託料 4,682,772 円、使用料及び賃借料 1,418,688 円、負担金補助及び交付金 1,639,540 円、積立金 469,034 円であり、不用額は 1,300,820 円である。

(3)衛生費

衛生費の決算額 34,951,680 円は、予算額 35,464,000 円に対し 98.6%の執行率である。

これは、病院群輪番制実施病院に対する補助金である。

〔 富山市民病院・富山赤十字病院・済生会富山病院
厚生連滑川病院・かみいち総合病院 〕

(4)スポーツ施設費

スポーツ施設費の決算額 12,928,762 円は、予算額 12,929,000 円に対し 100.0%の執行率である。

これは、常願寺ハイツの役務費 28,762 円、委託料 12,900,000 円であり、不用額は 238 円である。

第3 特別会計

1 歳入

(1) 分担金及び負担金

分担金及び負担金の決算額 3,378,740,876 円は、ごみ処理事業費負担金 342,535,000 円、ごみ処理施設建設事業費負担金 2,321,367,000 円、リサイクル事業費負担金 714,838,876 円である。

(2) 使用料及び手数料

使用料及び手数料の決算額 671,237,105 円は、主に民間持ち込み可燃ごみ処理手数料である。

(3) 財産収入

財産収入の決算額 544,879,106 円は、メタル等売払収入 18,395,000 円、余剰電力売払収入 312,498,132 円、アルミ売払収入 5,606,867 円、缶・プレス品等売払収入 118,188,017 円、磁性金属売払収入 84,087,747 円、リサイクル品売払収入 916,300 円、一般廃棄物処理施設整備基金（H20.3.31 現在 932,487,341 円）の一時運用利子 5,187,043 円である。

(4) 繰入金

繰入金の決算額 60,124,000 円は、一般廃棄物処理施設整備基金からの繰入金で、最終処分場に係る調査、市有財産の購入費等に充当したものである。

(5) 諸収入

諸収入の決算額 29,347,014 円は、ペットボトル有償入札拠出金 24,091,631 円、災害共済会からの共済金 3,278,789 円、雇用保険料の戻入金 175,537 円、預金利子 1,288,487 円、自転車登録代金等の雑入 512,570 円である。

(6) 繰越金

繰越金の決算額 487,737,535 円は、平成19年度より繰越したものである。

2 歳 出

(1)ごみ処理事業費

ごみ処理事業費の決算額 1,423,829,346 円は、予算額 1,574,223,000 円に対し 90.4%の執行率である。

これは、主に人件費（給料、職員手当等、共済費、賃金）449,715,313 円、需用費 340,377,111 円、役務費 79,758,495 円、委託料 542,430,152 円、使用料及び賃借料 7,281,456 円、負担金補助及び交付金 1,533,354 円であり、不用額は 150,393,654 円である。

(2)ごみ処理施設建設事業費

ごみ処理施設建設事業の決算額 26,963,201 円は、予算額 63,209,000 円に対し 42.7%の執行率である。

これは、主に委託料 12,600,000 円、負担金補助及び交付金 8,000,000 円、積立金 5,187,043 円である。また、翌年度繰越額は 28,836,000 円であり、不用額は 7,409,799 円である。

(3)リサイクル事業費

リサイクル事業費の決算額 710,483,667 円は、予算額 793,286,000 円に対し、89.6%の執行率である。

これは、主に人件費（給料、職員手当等、共済費、賃金）131,613,668 円、報償費 142,279,648 円、需用費 111,902,337 円、役務費 50,307,479 円、委託料 262,101,200 円、公有財産購入費 8,866,000 円であり、不用額は 82,802,333 円である。

(4)公債費

公債費の決算額 2,609,820,951 円は、予算額 2,609,822,000 円に対し 100.0%の執行率である。

これは、地方債償還元金 2,352,444,836 円、利子 257,376,115 円であり、不用額は 1,049 円である。

実質収支に関する調書

一般会計

区 分		金 額 (千円)
1. 歳 入 総 額		83,906
2. 歳 出 総 額		79,959
3. 歳入歳出差引額		3,947
4. 翌年度へ 繰り越す べき財源	①継続費通次繰越額	
	②繰越明許費繰越額	
	③事故繰越し繰越額	
	計	
5. 実 質 収 支 額		3,947
6. 実質収支額のうち地方自治法第 233条の2の規定による基金繰入額		

実質収支に関する調書

清掃事業特別会計

区 分		金 額 (千円)
1. 歳 入 総 額		5, 1 7 2, 0 6 6
2. 歳 出 総 額		4, 7 7 1, 0 9 7
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		4 0 0, 9 6 9
4. 翌年度へ 繰り越す べき財源	①継続費通次繰越額	
	②繰越明許費繰越額	
	③事故繰越し繰越額	2 8, 8 3 6
	計	2 8, 8 3 6
5. 実 質 収 支 額		3 7 2, 1 3 3
6. 実質収支額のうち地方自治法第 233条の2の規定による基金繰入額		